

問 当社は土日休みの週

休2日制を採っています。

質問に答えおしあします

つて いますが、代休を取
得させたところで実際に
行つた残業が消えるわけ
ではないため、「残業時
間」 자체は減つてくれま
せん。36協定を順守する
ために、代休をうまく活
用できるような方法があ

ここで目を向けてみたいのは「週」の考え方ですが労働基準法では一週間にについての明確な規定は置かれていません。「一週間とは、就業規則その他に別段の定めがない限り日曜日から土曜日までのいわゆる暦週をいうものであること」という解釈があるのです（昭和63年1月1日付け基発第1

けではありません。しかし一方で、一週間の定めを「土曜日から金曜日まで」とすれば、土曜日ないし日曜日に所定外の勤務を行つた後、その週の月曜日から金曜日までの間に代休を取得させることができれば、その分については週40時間の枠内として（法定労働時間内として）収めることもできます。

残業時間と代休の活用

答 33 協定の上限時間として協定されている時間は法定労働時間を超える時間数となるため、代休をその「週」のうちに付与することができれば、その分については法定労働時間内（週40時間内）の時間とすることができます。36 協定上の時間外労働として積算する必要はなく

日から日曜日まで」と定めた場合、月曜日から全曜日までそれぞれ8時間働かせた後に、土曜日をいし日曜日に働かせてしまえば、必然的に土曜日や日曜日の労働は週40時間を超えた労働となり、翌週以降に代休を与えたところで土日の残業時間も帳消しにしてくれるわ

ミング次第にはなります
が、総労働時間の割に時
間外労働時間が多くなつ
てしまふという会社さん
の場合、就業規則で1週
間の定義を見直してみる
ことで時間外労働時間を
減らすことができるこ
とあります。

まうということです。所定時間外・休日労働に対して1・25倍の賃金の支給を行つて、その週内に代休を付与して1・0の賃金控除を行つても0・25分は労働者の手元に残りますが、所定時間外・休日労働で1・0分の賃金支給としてその週内に代休を付与して1・0分の賃金控除が出た場合、従業員側にはプラスになるものは何もなく、「勤務日を急に変えられた」というストレスしか残りません。

で割増賃金の支給率が異なる場合、一週間の起算を変更して法定時間外労働を減らすことで、実際の労働実績は変わらないのに、労働者の収入の減少を伴う結果になつてしまふ。

が、本来労働条件は労使が対等の立場で決定すべきものですが（労基法2条）。就業規則を変更する場合には、従業員側の声にもきちんと耳を傾けたうえで手続きをとるようにしてください。

名古屋北監督署のダイヤルイン

監督係 (方面)	〈052〉	961—86
安全衛生課	〈052〉	961—86
労災課	〈052〉	961—86

監督係（支）

生方面

課 課

10

158

2 2 2

9 9 9

6 6 6
1 1 1

1

888

6 6 6

۵۷

5 + 5

• 100 •